

## 第 2 期和光市地域公共交通計画策定支援業務 仕様書

## 1 委託する業務の名称

第 2 期和光市地域公共交通計画策定支援業務

## 2 業務の目的

本市では、令和 4 年 3 月に「和光市地域公共交通計画（以下「現行計画」という。）」を策定し、本計画に基づき事業の検討や実施、評価・見直し等を行ってきた。

現行計画は令和 8 年度が計画最終年度となることから、これまでの事業実績や本市を取り巻く社会情勢等を踏まえ、第 2 期和光市地域公共交通計画（以下「次期計画」という。）を策定する。

本業務では、市内循環バス利用者アンケートや市民アンケート調査等、昨年度成果の分析を行うとともに、必要な調査を実施し、公共交通に関する課題等を整理するとともに、本市の望ましい地域公共交通の姿を明らかにし、持続可能な公共交通構築に向けたマスタープランとなる次期計画を策定する。

なお、本業務における検討や次期計画の策定にあたっては、国土交通省が定める地域公共交通計画の実質化に向けたアップデートガイダンスに基づくものとする。

## 3 業務を委託する期間

契約日 から 令和 9 年 3 月 31 日まで

## 4 委託する業務の内容

## (1) 現状課題等の整理

上位関連計画、各種現況の整理、利用者ニーズの把握等を行い、和光市の公共交通を取り巻く課題を整理する。

各種現況の整理に際しては、「地域交通計画の「アップデートガイダンス」データ活用の手引き」等に基づき、国が整備するデータ、地域特性及び課題把握等に必要なデータの収集・分析を行う。

利用者ニーズの把握については、市内循環バス及び路線バス等を対象とした公共交通利用者アンケートを実施するとともに、地区社協や施設送迎バスの運行事業者等を対象にした関係者ヒアリングを実施するものとする。

また、令和 7 年度に実施した市民アンケート（無作為／3,000 人対象）及び令和 5 年度から令和 7 年度までの期間に実施した市内循環バス利用者アンケートの結果についても活用すること。

(2) 現行計画の進捗状況の整理及び検証

現行計画の目標や評価指標等について、進捗状況を整理し、これまでの事業等について評価検証を行う。

(3) 和光市地域公共交通計画（案）の策定

上記検討結果等を踏まえ、本市の地域交通が目指す姿を検討し、基本的な方針及び目標を設定する。

当該目標を達成するための具体的な施策を検討するとともに、目標の達成度合いを適切に評価するための評価指標・目標値を設定する。

具体的な施策の検討にあたっては、モビリティの導入事例等を整理、比較し、本市の地域特性や課題の解決可能性について検討する。

計画を推進するため、各主体の役割や推進体制を検討するとともに、各指標に基づくモニタリング方法など、計画の推進方策を検討する。

(4) 地域公共交通会議・事業者部会の運営支援

会議の資料作成、議事録作成など、事務局の運営を支援する。

（地域公共交通会議：年4回程度、事業者部会：年2回程度を予定）

(5) 公共交通研究会の運営支援

市民を対象とした和光市公共交通研究会の開催に際しては資料作成、議事録作成など、事務局の運営を支援する。（年3回程度を予定）

(6) パブリックコメント等の実施支援

次期計画策定に係るパブリックコメント及び市民説明会に係る、資料作成などの事務局の運営を支援する。（市民説明会はパブリックコメント期間中に3回程度を予定）

(7) 講演会・シンポジウムの開催

地域公共交通計画や地域公共交通に関する課題等について、市民の理解を深めるため、市民を対象とした講演会やシンポジウム開催の運営を支援する。なお、講師等の人選、手配、謝礼等の支払い及び会場の確保は市にて行う。（年4回程度を予定）

(8) 報告書の作成

以上の検討結果をとりまとめ、業務報告書を作成する。

5 成果品

(1) 報告書 1部

- (2) 上記報告書の電子データ 1式
- (3) 第2期和光市地域公共交通計画（A4版カラー）及び第2期和光市地域公共交通計画概要版（A3版カラー）の電子データ 1式
- (4) 打合せ議事録

## 6 打合せ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は市と打合せを行い、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行い、その内容については、受託者がその都度議事録を作成した上で、市に提出すること。

また、業務を円滑に遂行するため、逐次担当部署と連絡調整を行うこと。

## 7 委託料の支払い

委託料の支払いは、完了検査後、受託者の請求により一括での支払いとする。

## 8 著作権等

- (1) 成果品の著作権は、使用分、未使用分に関わらず、市及び受託者の双方に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、成果品については市の承諾なしには、他のいかなるものに対してもそれを閲覧供し、複写及び譲渡、又は提供してはならない。

## 9 個人情報の保護及び適正管理

個人情報を取り扱うに際しては、和光市個人情報保護条例を十分に認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

## 10 特記事項

- (1) 受託者は、契約書及び仕様書に基づき、常に市と綿密な連絡をとり、その指示に従わなければならない。
- (2) 本業務に関する協議、打ち合わせ等の必要経費、その他調査等に要する費用は全て受託者の負担とする。
- (3) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし、又は委託の範囲を超えて使用してはならない。
- (4) 業務が完了し、成果品の引渡し後、内容に不備や不完全等が発見された場合は、受託者の負担と責任で補正等の処理を行うこと。
- (5) その他、仕様書に定めのない事項については、その都度、和光市と受託者双方の協議の上、定める。